

# 静岡二峠六宿街道観光協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「静岡二峠六宿街道観光協議会」（以下、「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日本の歴史に関わる史実が多数存在する静岡市、藤枝市に位置する東海道2峠6宿において、地域の魅力を多大な世代で共有し、楽しめる新たなウォーキング観光の価値を創出し、街道観光のシステムを整備することを目的とする。

(協議会)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成する事項を協議する会議とし、次の活動を行う。

- (1)「東海道2峠6宿」を快適にウォーキングすることに寄与する活動
- (2)「東海道2峠6宿」の地域のイメージアップに寄与する活動
- (3)「東海道2峠6宿」を活用した観光振興、地域活性化に寄与する活動
- (4)その他の活動

(組織)

第4条 本協議会は、上記目的に関係する、あるいは賛同する地域住民、団体、企業、行政等により組織するものとする。また、必要に応じて部会を置くことができるものとする。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1人
  - (2)副会長 1人
  - (3)監事 1人
2. 会長は協議会メンバーの互選により定める。
  3. 会長は協議会を円滑に進めるために、副会長を会員の中から指名することができる。
  4. 監事は会員の互選により定める。

(役員職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2. 指名された副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
3. 監事は協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員および委員の任期は1年とする。ただし再選は妨げない。

2. 役員は任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない
3. 役員に欠員が生じた場合、会員のなかから補欠を選任する。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第8条 協議会は会長が招集する。

2. 会長は必要があると認められたとき協議会にその他の者の出席をもとめ意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、特定非営利活動法人地域づくりサポートネット(静岡市葵区紺屋町15-4 地域産業研究所内)に置く。

(経費)

第10条 協議会の経理は、静岡市負担金(年額)600千円、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度会計期間)

第11条 会計期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 本会則に定めるもののほかに協議会の運営に関して必要な事項は、会長が役員を招集し、別に定めることができる。

<附則>

1. 本規約は、平成20年10月7日から施行する。

2. 本規約は、令和2年7月15日に経費事項を追加し、施行する

静岡二峠六宿街道観光協議会名簿

No.	区分	構成員	備考
1	経済・企業関係者	静岡商工会議所	
2		清水経済人倶楽部	
3		(株) 東興	
4		(公財) するが企画観光局	
5		しずおか街道観光研究会	
6		(株) J T B 中部静岡支店	
7		富士山清水港クルーズ(株)	
8		(株) 浮月	
9		(株) 東海まちづくり研究所	
10	学識経験者	中村 羊一郎	静岡市 歴史文化拠点推進監
11		池谷 圭次	志太地域郷土史家
12	活動団体	木屋江戸資料館	
13		NPO 法人ふれあい由比	
14		由比観光ボランティアガイド連絡会	
15		NPO 法人おきつ	
16		SVG 清水区観光ボランティアガイドの会	
17		清水ふるさとガイド研究会	
18		NPO 法人静岡市観光ボランティアガイド 駿府ウェイブ	
19		御伝鷹まちづくり委員会	
20		静岡に文化の風を	
21		NPO) くらしまち継承機構	
22		NPO 法人丸子まちづくり協議会	
23		宇津ノ谷まちづくり協議会	
24		岡部横添ふるさと会・(有)ホームタウンよこぞえ	
25		次郎長と港を活かした清水活性化協議会	
26	行政関係者	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所	
27		静岡県	
28		静岡市	
29		藤枝市	
30	事務局	NPO 法人地域づくりサポートネット	